

千葉市公告第571号

総合評価落札方式政府調達協定一般競争入札（電子入札）について次のとおり公告します。

平成30年8月20日

千葉市長 熊谷俊人

1 総合評価落札方式政府調達協定一般競争入札（電子入札）に付する事項

(1) 施工方式

単独施工方式又は特定建設工事共同企業体による共同施工方式

(2) 工事名称

千葉市新庁舎整備工事

(3) 工事場所

千葉市中央区千葉港1番1号

(4) 工期

平成37年11月28日まで

(5) 業種

建築一式

(6) 工事概要

建築工事 一式、電気設備工事 一式、空調設備工事 一式、  
給排水設備工事 一式、昇降機設備工事 一式、  
外構工事（モノレール連絡通路、その他附属施設含む） 一式、  
解体工事 一式、実施設計業務 一式、工事監理業務 一式

(7) 予定価格

27,713,880,000円（消費税及び地方消費税を含む）

(8) 調査基準価格

落札決定後に公表

2 入札参加資格

政府調達協定一般競争入札に参加を希望する者は、単体企業又は特定建設工事共同企業体（特定の建設工事の施工を目的として結成され当該工事の完了、引渡しにより解散する共同企業体をいう。以下「共同企業体」という。）として次のすべての要件を満たしていなければならない。

(1) 政府調達協定一般競争入札に参加する者に関する事項

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないもの

（ア）手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者

- (イ) 本工事の開札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者
  - (ウ) 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていないもの
  - (エ) 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がなされていないもの
  - (オ) 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者
  - (カ) 千葉市内に本店、支店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む）を完納していないもの
  - (キ) 千葉市内に本店、支店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていないもの
  - (ク) 千葉市建設工事請負業者等指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を入札参加申請期限の日から開札日までの間に受けている者
  - (ケ) 本工事に係るDB事業者選定アドバイザー業務委託の受託者（協力企業を含む。）又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者
  - (コ) 千葉市本庁舎整備検討委員会の委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関連のある者
  - (サ) 社会保険等（雇用保険、健康保険及び厚生年金）への加入義務がある者にあつては、社会保険等に未加入のもの
- イ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合にあつては、組合の定款又は規約に共同受注の定めがある者
- ウ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に定める許可及び同法第27条の23第1項に定める経営事項審査（審査基準日から1年7か月以内のものに限る。）を建築一式工事で受けている者で、平成30・31年度千葉市建設工事入札参加資格者名簿において、建築一式工事の等級Aに格付されているもの
- (2) 単体企業に関する事項
- ア 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項に定める建築士事務所の登録を受けている者で、平成30・31年度千葉市測量・コンサルタント入札参加資格者名簿において、建築関係建設コンサルタントに登録されているもの
  - イ 建設業法第27条の23第1項に定める経営事項審査において有効期限内で最新の総合評定値（P）が、建築一式1, 200点以上の者
  - ウ 統括代理人を本工事に配置できる者
  - エ 現場代理人を本工事に常駐で配置できる者
  - オ 監理技術者を本工事に専任で配置できる者

カ 一級建築士の実務経験を13年以上有する技術者を設計主任技術者として配置できる者  
キ 一級建築士の実務経験を13年以上有する技術者を工事監理主任技術者として配置できる者

ク 過去15年間に完成し引渡しの済んだ、免震構造かつ延床面積49,000㎡以上の庁舎又は事務所の実施設計業務委託を元請けとして履行した実績を有する者

ケ 過去15年間に完成し引渡しの済んだ、免震構造かつ延床面積49,000㎡以上の庁舎又は事務所の新築工事を元請けとして施工した実績を有する者

### (3) 共同企業体に関する事項

ア 共同企業体の構成員は、5者以下とする。

イ 結成方法は、自主結成とする。

ウ 共同企業体の構成員の組合せは、代表構成員の資格要件を満たす者と、その他の構成員の資格要件を満たす者との組合せとする。ただし、本工事の他の共同企業体の構成員を兼ねることはできない。

エ 単体企業として入札参加申請を行っている者は、共同企業体の構成員になることはできない。

オ 代表構成員の出資比率は、構成員の出資比率のうち最大のものでなければならない。

カ 構成員の出資比率のうち、最小の出資比率は、構成員数に応じ次のいずれかに該当しなければならない。

(ア) 構成員数が2者の場合は、当該共同企業体の総出資額の30パーセント以上

(イ) 構成員数が3者の場合は、当該共同企業体の総出資額の20パーセント以上

(ウ) 構成員数が4者の場合は、当該共同企業体の総出資額の15パーセント以上

(エ) 構成員数が5者の場合は、当該共同企業体の総出資額の10パーセント以上

キ 構成員のうち、実施設計業務若しくは工事監理業務に従事する者は、建築士法第23条第1項に定める建築士事務所の登録を受けている者で、平成30・31年度千葉県測量・コンサルタント入札参加資格者名簿において、建築関係建設コンサルタントに登録されているものとする。

ク 構成員のいずれかが、一級建築士の実務経験を13年以上有する技術者を設計主任技術者として配置できる者

ケ 構成員のいずれかが、一級建築士の実務経験を13年以上有する技術者を工事監理主任技術者として配置できる者

コ 各構成員の最大履行実績の累計として、過去15年間に完成し引渡しの済んだ、免震構造かつ延床面積49,000㎡以上の庁舎又は事務所の実施設計業務委託を元請けとして履行した実績を有するものとする。

サ 各構成員の最大施工実績の累計として、過去15年間に工事が完成し引渡しの済んだ、免震構造かつ延床面積49,000㎡以上の庁舎又は事務所の新築工事を元請けとして施工した実績を有するものとする。

(4) 共同企業体の代表構成員に関する事項

ア 建設業法第27条の23第1項に定める経営事項審査において、有効期限内で最新の総合評定値(P)が、建築一式1,200点以上の者

イ 統括代理人を本工事に配置できる者

ウ 現場代理人を本工事に常駐で配置できる者

エ 監理技術者を本工事に専任で配置できる者

オ 過去15年間に完成し引渡しの済んだ、免震構造かつ延床面積25,000㎡以上の庁舎又は事務所の実施設計業務委託を元請けとして履行した実績を有する者

カ 過去15年間に工事が完成し引渡しの済んだ、免震構造かつ延床面積25,000㎡以上の庁舎又は事務所の新築工事を元請けとして施工した実績を有する者

(5) 共同企業体の第2構成員に関する事項

ア 建設業法第27条の23第1項に定める経営事項審査において、有効期限内で最新の総合評定値(P)が、建築一式1,100点以上の者

イ 工事主任技術者(国家資格を有する者に限る)を本工事に専任で配置できる者

ウ 過去15年間に工事が完成し引渡しの済んだ、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物の新築、増築、改築又は耐震補強工事を元請けとして施工した実績を有する者

(6) 共同企業体のその他の構成員に関する事項

ア 建設業法第27条の23第1項に定める経営事項審査において、有効期限内で最新の総合評定値(P)が、建築一式900点以上の者

イ 工事主任技術者(国家資格を有する者に限る)を本工事に専任で配置できる者

ウ 過去15年間に工事が完成し引渡しの済んだ、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物の新築、増築、改築又は耐震補強工事を元請けとして施工した実績を有する者

3 契約事務担当課

〒260-8722

千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市財政局資産経営部契約課

電話 043-245-5088

4 入札参加手続

入札への参加を希望する者は、申請期間内に、単体企業又は結成した共同企業体の代表構成員が、前記3へちば電子調達システムによる電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により提出資料を提出し、入札参加申請を行わなければならない。なお、提出資料の返却はしない。

ただし、やむを得ない理由により、電子入札システムを利用できない者は、前記3へ問い合わせること。紙入札が認められた場合は、郵送又は持参により、紙入札方式参加申請書（千葉県新庁舎整備工事様式集における様式第2号（以下「様式第〇号」は、千葉県新庁舎整備工事様式集における様式を指すものとする。））及び一般競争入札参加資格確認申請書（紙申請用）（様式第3号）を、次の提出資料とあわせて提出すること。

(1) 入札参加申請期間

平成30年8月20日（月）の午前9時から平成30年10月1日（月）の午後5時まで

(2) 提出資料

ア 単体企業として入札に参加する場合

- (ア) 参加資格確認のための提出書類一覧（様式第4号）
- (イ) 資本関係又は人的関係に関する確認書（様式第7号）
- (ウ) 統括代理人届出書（様式第8号）
- (エ) 現場代理人届出書（様式第9号—1）
- (オ) 監理技術者届出書（様式第9号—2）
- (カ) 設計主任技術者届出書（様式第10号—1）
- (キ) 設計主任技術者実務経験証明書（様式第10号—2）
- (ク) 工事監理主任技術者届出書（様式第11号—1）
- (ケ) 工事監理主任技術者実務経験証明書（様式第11号—2）
- (コ) 前記2（2）の入札参加資格で求めている実績を確認できる書類

イ 共同企業体として入札に参加する場合

- (ア) 前記4（2）ア（ア）から（ケ）に示す資料
- (イ) 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（様式第5号）
- (ウ) 建設共同企業体協定書（様式第6号）
- (エ) 工事主任技術者届出書（様式第9号—3）（構成員ごとに書類を作成すること）
- (オ) 前記2（3）から（6）の入札参加資格で求めている設計又は工事を、履行又は施工した実績を確認できる書類（構成員ごとに書類を作成すること）

ウ 監理技術者届出書及び工事主任技術者届出書について

監理技術者届出書又は工事主任技術者届出書の提出時に監理（工事主任）技術者を1人に特定できない場合には、複数の監理（工事主任）技術者（2名まで）を配置予定技術者

として届出ることができるものとする。（共同企業体の場合は構成員毎に2名まで）その場合、監理技術者届出書又は工事主任技術者届出書の監理（工事主任）技術者名欄に2名の氏名を記載すること。

なお、技術提案等に提出した配置予定技術者と監理技術者届出書の監理技術者が合致しないときは、当該入札を無効とする。

### (3) 入札前に入札参加資格確認

入札参加資格確認の結果は、平成30年10月9日（火）の午前9時から正午までに、一般競争入札参加資格確認結果通知書（千葉市一般競争入札実施要領様式第4-1号）をもって、ファクシミリにより通知する。

ただし、現場代理人の常駐及び監理（工事主任）技術者の専任配置にかかる要件は、千葉市新庁舎整備工事要求水準書に定めるとおりとする。

## 5 入札説明書等の交付及び質問回答

### (1) 入札説明書等の交付

「千葉市新庁舎整備工事の一般競争入札について」（<http://www.city.chiba.jp/zaiseikyoku/shisan/shinchosha/shinchosha-nyuusatukoukoku.html>）から確認すること。

#### ア 交付期間

平成30年8月20日（月）の午前9時から平成30年10月1日（月）の午後5時まで

#### イ 工事担当課

千葉市財政局資産経営部新庁舎整備課

電 話 043-245-5044

ファクシミリ 043-245-5577

メールアドレス shinchosha.FIA@city.chiba.lg.jp

### (2) 質問回答

質問回答の方法及び質問回答期限については、入札説明書等に記載する。

質問提出期限までに契約事務担当課に質問回答書を提出すること。

## 6 VE提案に関する事項

### (1) VE提案等に関する資料の作成方法

VE提案書（様式第13号から様式第13号-3）

### (2) VE提案書の提出期間

平成30年10月10（水）の午前9時から平成30年10月12日（金）の午後5時まで

### (3) VE提案書の提出方法

前記5（1）イの工事担当課へ郵送又は持参により提出すること。提出部数は正本1部、副本25部とする。

（4）VE提案書の採否の通知

VE提案書におけるVE提案の採否の通知は、入札参加者（入札参加者が共同企業体の場合は代表構成員のみ）に対して、VE提案審査結果通知書を送付する。送付は、VE提案提出届（様式第13号）に記載のメールアドレス宛に、平成30年11月6日（火）の午前9時から正午までに行う。

（5）VE提案辞退願の提出

採択されたVE提案を辞退する場合には、千葉市新庁舎整備工事VE提案実施要領に基づきVE提案辞退願（様式第13号—4）を作成し、平成30年11月8日（木）の午後5時までに、前記5（1）イの工事担当課へ郵送又は持参により提出すること。

（6）VE提案辞退願への回答

提出されたVE提案辞退願に対して、平成30年11月13日（火）までに、辞退の可否を回答する。

7 総合評価に関する事項

（1）総合評価落札方式

総合的なコスト縮減、性能・機能、社会的要請等の提案、施工計画、施工能力及び社会性・信頼性（以下「技術提案等」という。）並びに入札価格の各条件をもって参加した入札参加者のうち、入札価格が予定価格の制限の範囲内であり、提示した技術提案等が本公告及び入札説明書等において定める要件をすべて満たし、かつ、評価値の最も高いものを落札者とする。

（2）総合評価落札方式の評価方法及び落札決定基準

評価方法及び落札決定基準は入札説明書等に定める。

（3）入札説明書等

前記5（1）により交付する。

（4）技術提案等の提出

ア 技術提案等に関する資料の作成方法

技術提案書（様式第18号から様式18号—13）により作成すること。

イ 技術提案等に関する資料の提出期間

平成30年11月19日（月）の午前9時から平成30年11月26日（月）の午後5時まで

ウ 技術提案等に関する資料の提出方法

前記5（1）イの工事担当課へ郵送又は持参により提出すること。提出部数は、正本1

部、副本25部とする。なお、期限を過ぎて提出した場合は欠格とする。

## 8 入札及び開札

### (1) 入札期間

平成30年11月19日(月)の午前9時から平成30年11月26日(月)の午後5時まで(電子入札システムの運用時間内に限る。)

### (2) 入札方法

積算内訳書(様式第16号)を添付し、前記3へ電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札が認められた場合は、入札書(様式第15号)、積算内訳書を、商号又は名称及び工事名を記載した封筒に封かんした上で、書留郵便による郵送又は持参により提出すること。

### (3) 辞退

入札参加者は、入札書を提出する前の入札期間中であれば、入札を辞退することができる。この際、入札辞退届を前記3へ電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札が認められた場合は、入札辞退届(様式第12号)を、商号又は名称及び工事名を記載した封筒に封かんした上で、書留郵便による郵送又は持参により提出すること。

### (4) 入札保証金 免除(ただし、千葉市契約規則(昭和40年千葉市規則第3号)第8条第2項の規定に該当する場合は、当該入札保証金の納付の免除に係る部分に相当する額を違約金として徴収するものとする。)

### (5) 無効又は失格となる入札

次のいずれかに該当する入札は、無効又は失格とする。

ア 電子入札約款(平成24年4月13日施行)第7条各号に該当する入札は、無効とする。

イ 電子入札約款第8条各号に該当する入札は、失格とする。

ウ 千葉市入札の心得第3項において無効と定める入札は、無効とする。

エ 入札参加者やそれと同一と判断される団体等が、千葉市本庁舎整備検討委員会に面談を求めたり、入札参加者のPR書類等を提出することにより、自己を有利に、又は他の入札参加者を不利にするように働きかけを行った者のした入札は、失格とする。

### (6) 開札日時

平成31年1月8日(火)中の午前9時15分以降に、公告の番号順に行う。

### (7) 開札場所

千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所5階契約課工事入札室

## 9 落札者の決定

### (1) 落札者の決定方法

ア 開札後、予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った入札参加者のうち、前記7に従

い、定められた評価値の最も高いものを落札者とする。

なお、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

イ 本公告に記載の工事は、千葉市建設工事低入札価格取扱要領（平成8年1月1日施行）に基づく、低入札価格調査対象工事（価格失格基準を含む。）とする。ただし、調査基準価格については、同要領第3条第2項に基づき定めるものとする。

前項にかかわらず、評価値の最も高い者が調査基準価格を下回っている場合は、調査基準価格を下回りかつ価格失格基準に該当していない全ての者（以下「低入札価格調査対象者」という。）に対して、評価値の高い順に、低入札価格調査を行い、落札者を決定する。

なお、低入札価格調査を行うべき者のうち、同評価値のものが2者以上あるときは、くじにより低入札価格調査の順位を決定する。

また、低入札価格調査の結果、対象者の全てが落札者とならなかった場合は、それらの者を除いて、評価値の最も高い者を落札者と決定する。

## （2）落札決定通知

落札者を決定後、速やかに、電子入札システムの落札者決定通知書により、入札参加者全てに通知する。

## 10 苦情申立て

入札参加資格の有無の確認その他の手続に関し、政府調達に関する苦情処理の手続（平成8年1月1日適用）により、千葉市入札適正化・苦情検討委員会に対して苦情を申し立てることができる。

## 11 契約締結等の停止等

契約の締結の承認に係る議会の議決が得られなかった場合には、市は落札者と契約を締結しない。この場合において、市は落札者に対して一切の費用を負担しないものとする。

また、この調達に関し、千葉市入札適正化・苦情検討委員会から契約を締結すべきでない旨又は契約執行を停止すべきである旨の要請等を受けた場合には、調達手続の停止等があり得る。また、契約手続中に不正行為等があった場合は、契約手続を中止することがある。

## 12 契約条件等

（1）契約保証金 要（ただし、千葉市契約規則第29条第1号又は第2号に該当する場合は、免除とする。）

（2）契約書作成の要否 要

（3）支払条件

前払金 有

中間前払金 有（ただし、中間前金払を選択した場合に限る。）

部分払 8回（ただし、部分払を選択した場合に限る。）

平成30年度 0回、平成31年度 0回、平成32年度 1回、平成33年度 2回、平成34年度 2回、平成35年度 1回、平成36年度 1回、平成37年度 1回  
各会計年度における支払限度額の比率は、概ね次のとおりとする。

平成30年度 0.00%

平成31年度 0.52%

平成32年度 10.58%

平成33年度 20.60%

平成34年度 61.06%

平成35年度 1.07%

平成36年度 2.68%

平成37年度 3.49%

なお、支払限度額の比率については、予算の都合その他必要があるときは、変更することがある。

#### 竣工払

- (4) 契約手続中に不正行為等があった場合は、契約手続を中止することがある。
- (5) 契約条項については、前記3又は千葉市「財政局 資産経営部 契約課」 (<http://www.city.chiba.jp/zaiseikyoku/shisan/keiyaku/index.html>) の「工事・測量等に関する手引き・様式」で閲覧できる。
- (6) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (7) 低入札価格調査対象者を落札者として決定し、契約を締結する場合は、千葉市建設工事低入札価格取扱要領第10条に定める要件のもとに契約を締結するものとする。

#### 1.3 その他

- (1) この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (2) 平成30・31年度千葉市建設工事等競争入札参加資格若しくは平成30・31年度千葉市測量・コンサルタント入札参加資格の認定を受けていない者の参加  
前記2(1)ウ、前記2(2)ア又は前記2(3)キに該当しない者が、競争入札に参加するためには、千葉県電子自治体共同運営協議会が運用する「ちば電子調達システム」により資格審査の申請手続きを速やかに行い、平成30年10月1日(月)までに前記3の契約事務担当課において当該入札参加資格の認定を受け、かつ、入札参加資格確認の申請をしなければならない。
- (3) 入札への参加を希望する者が1者であっても、原則として入札を執行する。
- (4) 入札参加者の審査講評については、落札者の決定後に公表する。
- (5) 電子入札システムの運用時間は、午前8時00分から午前0時00分とする。

#### 1 4 S u m m a r y

- (1) Subject of the contract (name of construction project)

Construction work of new Chiba City Hall building

- (2) Bidding period

9AM November 19, 2018 to 5PM November 26, 2018

- (3) Date and time to open submitted bids

9:15AM January 8, 2019

- (4) Contact for the notice (Contract Division' s address and phone number)

Contract Division,

Asset Management Department,

Finance Bureau, City of Chiba

1-1 Chibaminato, Chuo-ku, Chiba

260-8722 JAPAN

TEL: 043-245-5088

- (5) Note

All procedures will be conducted in Japanese only.

Bids will be submitted by electronic bidding system.